

電 力 情 報

NO. 58

平成26年1月30日
東北電力（株）

消費税法の改正に伴う「電気供給約款等の変更届出」について

当社は、消費税法および地方税法の改正により、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることを受け、本日、経済産業大臣に対し、電気料金単価を見直す等の変更を反映した、電気供給約款、選択約款および電気最終保障約款の変更届出を行いました。

また、特別高圧、高圧のご契約につきましても、消費税率が引き上げられることを受け、電気料金単価等を変更いたします。

今回の変更届出の概要は、以下のとおりです。

1. 電気料金単価の見直し

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることを受けて、電気料金単価を見直しました。

○従量電灯の平均的なモデル※への影響額

(単位：円/月)

	変 更 後 (新税率8%)	変 更 前 (旧税率5%)	影 響 額
電 気 料 金	7, 1 4 0	6, 9 4 1	1 9 9

※ 契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：280kWhで算定（消費税等相当額を含む）。なお、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金は含めていないため、実際の請求金額および影響額とは異なる。

2. 新税率の適用開始時期

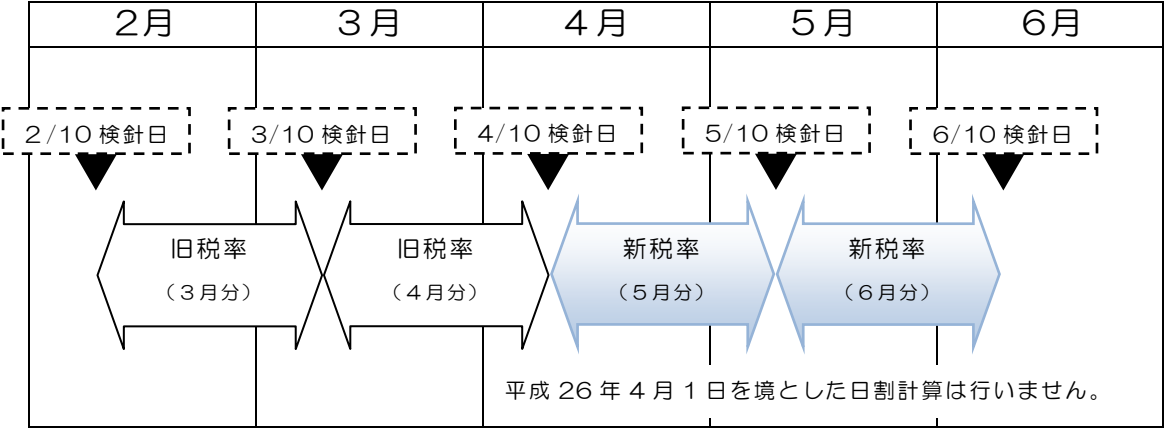
改正消費税法では経過措置※が定められており、原則として平成26年5月分料金から新税率が適用となります。

なお、新税率施行日前からの継続契約である3月使用分を含む料金については、旧税率（5%）が適用されます。

※ 経過措置の概要（改正消費税法附則第5条第2項の要約）

平成26年3月31日以前から継続して供給される電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に支払いを受ける権利が確定するものは、8%への税率引き上げ後においても、改正前の税率（5%）を適用する。

○検針日と適用する税率のイメージ図 [平成26年]



平成26年4月1日以降、新たにご契約されるお客さまは、平成26年4月分から新税率が適用となります。

以 上

(別紙) 電気料金単価一覧表 (平成26年4月1日実施)